

第四十六回国 参議院運輸委員会會議録第三十一号

昭和三十九年六月十六日(火曜日)
午後一時三十九分開会

委員の異動

六月十二日

辞任 岡 三郎君 補欠選任 榊 繁夫君

六月十三日

辞任 榊 繁夫君 補欠選任 岡 三郎君

六月十五日

辞任 井野 碩哉君 補欠選任 松野 孝一君

六月十六日

辞任 松野 孝一君 補欠選任 源田 実君

出席者は左の通り。

委員長

米田 正文君

理事

金丸 富夫君

谷口 慶吉君

天坊 裕彦君

吉田忠三郎君

委員

江藤 智君

河野 謙三君

木暮武太夫君

野上 進君

平島 敏夫君

村松 久義君

相澤 重明君

大倉 精一君

岡 三郎君

国務大臣 中村 正雄君
運輸大臣 綾部健太郎君
政府委員
運輸大臣官房長 佐藤 光夫君
運輸省海運局長 若狹 得治君
運輸省船舶局長 藤野 淳君
運輸省鉄道局長 廣瀬 眞一君
監督局長
事務局側
常任委員 吉田善次郎君
専門委員
説明員 日本国有鉄道 石原 米彦君
常務理事

委員に選任せられました。
なお、この際、源田君を航空、海難、路面交通事故対策に関する小委員に指名いたします。
また、六月十二日付をもって岡三郎君が辞任し、その補欠として榊繁夫君が選任され、同十三日付をもって榊繁夫君が委員を辞任し、その補欠として岡三郎君が選任されました。
○委員長(米田正文君) ただいま報告のとおり、岡君が一たん委員を辞任したことに、鉄道事故防止対策に関する小委員長が欠けておりましたが、この際再び岡君を同小委員長に指名することに御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(米田正文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
○委員長(米田正文君) 参考人の出席要求についておはかりいたします。
航空、海難、路面交通事故防止対策に関する小委員会において、参考人の出席を求め、航空事故対策について意見を聴取することに御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(米田正文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
○委員長(米田正文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
○委員長(米田正文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

認め、さよう取り計らうことにいたします。
○委員長(米田正文君) まず、東海道新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法案を議題といたします。
本案の質疑は前回の委員会において終局いたしておりますので、直ちに討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。
○吉田忠三郎君 私は、日本社会党を代表して、本法律案に対し反対の討論を行なうものであります。
本法律案は、提案理由にも明らかなように、高速度で走行できることにかんがみ、これが安全確保に万全を期する必要があるとすることが一貫して流れている思想であります。しこうして、その基本的な考え方は、安全確保は処罰法を制定することによって確保できるといふ考え方に立っているものであります。わが党は、このような考え方こそ基本的な間違っているものであって、この法律案をもってしては決して政府が言う安全確保の万全を期することとがでないと考えるものであります。
すなわち、鉄道交通安全については、今日国民全体の社会問題だけに、全般の問題として取り上げるべきもので、しかも高速度走行のみを主としてとらえた特別立法などは、まさにつけ焼き割的な手段であり、本質的には国民の負担にこたえる施策ではないと考

わが党は、私並びに同僚の委員をして、かかる立場から、本委員会において、法律案全部はもとより、各条文についてでもそれぞれ指摘をいたしてきたところでありますが、現行法、すなわち鉄道営業法、刑法との関連、適用解釈についても、いまだ明確を欠くものが多々あるのみならず、各条文解釈、適用についてもきわめてばく然とした規定であり、具体的には、第二条三項の「そこなうおそれのある行為」、第三条一号「これに類する行為をした者」、第三条二号の「線路内にみだりに立ち入った者」等々は、特に犯罪の予防に名をかりて乱用、悪用の危険なしとしない。ひいては善良な大衆運動、労働運動の弾圧にも悪用される懸念が多分にあり、こうした事柄は、もしあるとするならば、憲法の精神にも反することは明らかで、わが党といたしましては断じて国民の名においても許してはならないものであります。

さらに、第四条の条文におきまして、ただ単に走行中の列車に「発射した者」と記載されているのみで、何々を発射した者との具体的な明文もなければ、処罰法でありながら、犯罪構成要件の具体性もはなだ不明確であります。したがって、われわれは今日、これに類似する破防法、鉄道公安職員の職務に関する法律、道交法、公安条例等々で法の乱用、悪用によって多くの国民が刑事上の責任を追及されている点を最も留意しなければならぬと考へます。いやしくも法律として処罰を規定する限りは、その内容を明確にして、これに類する等々の条文適用による犯罪の構成は、民主国家体制の中では断じて許されない行為だと考へる

のであります。

以上申し述べましたが、結論として、わが党は、第一に国鉄の安全確保は本法法律案のみにおいては万全を期したい。第二には、基本的に国鉄の安全確保は、鉄道営業法の全面改正が先決である。しかし、その間は鉄道営業法及び刑法の運用、適用で規制ができるその証拠は、明治三十三年来今日まで鉄道関係の犯罪の多くは一般の刑法と鉄道営業法を適用してきているからであります。第三は本法法律案そのものの内容はきわめてばく然であり、場当たり的である。実施の段階では乱用、悪用の危険性を多分に有している。したがって、私は反対をいたします。

以上をもちまして反対討論を終わります。

○谷口慶吉君 私は、自由民主党を代表して、本法法律案に賛成するものであります。

本法法律案は、本年十月一日より開業予定の新幹線の列車が時速二百キロメートル以上の高速度で走行できる能力を持っており、異常の際に急ブレーキをかけましても、なお列車が停止するまでには二千メートルの距離が必要であるとされております。また、かかる高速度のため、万が一にも事故が発生いたしましたら、その被害のほどはきわめて悲惨なものが予想されるのであります。また、時速二百キロメートルをこえる高速度のため、運転方法も現在のものと異なり、自動列車制御設備等一連の運行保安設備による全く新しい運転方式が採用されているのであります。かかる高速度運転と、新しい運転保安設備による列車運行に對しま

しては、現行の鉄道営業法などの規制のみでは運転の安全は期しがたいと信ずるものでございます。

本法法律案は、以上申し上げますような理由により、新幹線の運行保安確保のため妥当なものとして、賛成するものでございます。

○浅井亨君 ただいま議題となりまして、東海道新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法案、この法案に對しまして、公明会といたしまして、次のような附帯決議をつけまして、そうして賛成いたします。

東海道新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法案に對する附帯決議(案)

東海道新幹線鉄道がかつてない高速度により運転され、一たび事故が発生すればおそれるべき被害が予想される特殊性にかんがみ、政府ならびに国鉄当局の本法の制定に当たり左の点につき特段の配慮をなし、もって鉄道運行の安全を期すべきである。

一、本法は事故防止上補完的意味をなすものであって、真の安全確保は高速度運転に適した諸施設を完備すべきであることは言を俟たない。よって東海道新幹線の開業に當っては、直接運転に係る最新の保安設備を完備することはもちろん、一般外部から線路内への立入りを防止するために防護柵その他の施設についても完全に措置すること。

一、高速度運転に伴う安全確保には特に慎重を期し、線路、車両の点検、保安機器の取扱いなど検討を加え、かつ安全が確保できる限度において列車運転速度を逐次向上せしめるなどの措置をとること。

また、施設、車両に最新の技術を導入しその保安度を高めるとともに、これを取扱う要員の確保及び教育、ならびにその労働条件の改善については特に配慮すべきこと。

一、本法の実施に當っては、安全確保を第一とし、本法の趣旨にのっとり、沿線各市町村と協力し必要な宣伝及び教育の徹底をはかるとともに、いやしくもこれを拡大解釈し、大衆運動並びに労働運動その他を乱用のないよう取扱いに厳正を期すること。

右決議する。

以上の決議案を提出いたしましたので、今日までの内容については種々各委員から審議されたこととありますが、なお一そう、政府におかれましては、この点に多大な、また深甚な配慮を払って、そしてこの法案を完全ならしむべく推進していただきたい、このことを申し上げまして、私の討論といたします。

○中村正雄君 私は本法案に賛成いたします。

現行の刑法なり鉄道営業法におきましては、東海道新幹線におきまよう高速度の列車を運行することは予定されておらないわけでありまして、このような列車の運行という一つの新しい鉄道の技術の発達によりましては、これらに對しまする特例法をつく

ることもやむを得ないものだと考へております。

ただ、意見を申し上げますならば、列車の運行を妨げる行為の絶滅を期するためには、処罰を重くするということのみによって達成できるわけではあります。これらの安全を妨げる行為をなくするように、設備の面において、あるいは宣伝、PR等の面において十分、本法の運用にかんがみまして、国鉄当局におきまして、それらの処置をとられますことを望んで、賛成の討論といたします。

○委員(米田正文君) 他に御意見がないようでございますが、討論は終局をしたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(米田正文君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。

東海道新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員(米田正文君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続は、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(米田正文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次に、ただいま浅井君の討論中に述べられました附帯決議案を議題といたします。右附帯決議案を本委員会の決

議することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(米田正文君) 全会一致でございます。よって、本案は全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、運輸大臣から発言を求められましたので、これを許します。

○國務大臣(樺田健太郎君)

ただいま御決議になりました附帯決議の御趣旨、まことにごもっともと存じます。政府といたしましては、附帯決議を十分に尊重いたしまして、東海道新幹線鉄道の運行の安全に万全を期してまいりたいと考えております。

○委員長(米田正文君)

ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(米田正文君)

速記を始め

○委員長(米田正文君) 次に、運輸事情等の調査に入ります。

○相澤重明君 先ほど東海道新幹線の列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法が通過をしたわけであり

ますが、先日東海道新幹線においてまくら木が百十六本ほど焼けた、こういうことが伝えられておるんであります。その真相を私は発表してもらいたい。それからまた、それに対して、今後そういう場合にはどうするのか、どうしてそういうものを防ぐことができるのかという対策もあわせてひとつ御説明いただきたい。

○説明員(石原米彦君) ただいまの御質疑に対して、御説明申し上げます。

す。

先般、六月の十日に、名古屋付近の笠寺の近くの山崎川と申しますところ

で、新幹線の橋まくら木が百十米余り燃えたのでございます。当時の状況

は、工事入夫が三人で作業をしており

まして、風は西北の風十メートルというかなり強い風が吹いておりました。このまくら木は他のところは大部分コンクリートまくら木を使っております

が、橋の上には木のまくら木を使っております。これは、ほかのところのまくら木と同じように、防腐剤としてク

レオソートを注入したのを使っております。それが表面の油が燃え出しまして、

風であおられて次々に燃え移ってまいりまして百十本余り燃えたという事故でございます。しかし、これは非常はまれなことでございます。木のまくら木は現在のところ全部クレオ

ソート注入油を使っておりますが、燃えたという例はございません。ほとんどございせん。これは蒸気機関車の石炭のがらが落ちてまくら木が燃

え出したということがあります。こ

ういうふうな蒸気機関車でもないのに燃え出すということは非常にまれなこ

とでございます。

それで、発火原因につきまして、警察ともにもまだ研究いたしておりますけれども、はっきりいたしてあります。たばこの吸いがらであるか、あるいは作業中ございまして、穴あけの作業をやっておりますので、穴あけ作業の塵埃でありますか、どうもそこらは、いずれにしてもあまりはつきりそれらしい原因がないので、目下研究しております。それから、油の規格その他につきましても、合格品でござ

いますけれども、技術研究所におきましてさらに分析を加えて、何らか異質のものであるかどうかといったようなことを研究いたしております。これらがもう少し少いしませんが原因がわかりません。ただ、危険状態という問題に対しては、実はほとんど問題はないわけでございます。その事故の直後に、軌道検測車という精密な検査をする車両がございまして、それを通しまして、線路そのものには異常がない。つまり、表面の油だけが燃えまして、木の本質をいためると

いう問題ではないのでございます。したがって、直ちに新しい列車を動かしてもよろしいし、その表面だけ塗れば、そのまくら木をそのまま使えば使えるのであります。念のために取りかえたということでございます。しかし、これは現実的には危険は考えられませんが、今後あつてはならぬこと

でございますので、原因につきましては徹底的に調べまして、善処いたしたいと考へます。

○相澤重明君 いま新幹線のまくら木の焼けたことについての経過報告があつたのですが、本来高架線のところ

で使っているのはコンクリートのものではない。だから、まくら木として木のものを使っているのは、橋のところに使っているというところになっていくわけですね、いままでは。そうすると、橋上においてもこのまくら木が燃え

るといふようなことになる、これは新幹線いくら速度が速いからといって消すことができるものか、という

ことは、これはなかなか問題だろうと思ふ。そういうことで、いまの結果論と

して、まだ具体的な分析が出ていないから、私もよくわからないのだけれども、とにかく新幹線の必要ならまくら木が百十本とか百十六本とか燃えたということは、そういうものを使った場合にどうなるかということも一つの研究課題ではないか。ですから、普通の路盤でコンクリートまくら木を使つたならばわりあい心配ないのだけれども、橋のようなところにはどうしてもそれを使う、またそれを取りかえる場所もあるだろうというところを考へると、これは単にそういうことで心配はないのだというだけで私はやはり済まされないと。今後そういうことが再び起こつては困るわけで、またそういうことが起きたとするならば、それをどう早く防止するか、なくすようにすることができるといふことを、そういうことをやはり研究してもらわなければいかぬと思ふ。もうすでに十日というところでありますから、一週間近くなるわけですから、これはやっぱり現場で、この新幹線開業を目前に控えているのに、こういう事故が起きたときにはどうしたらいいかといふことを私は心配するわけです。ですから、先ほどの法律のときにも、私は冒頭に申し上げたんですが、実際に国鉄当局がほんとうに要らない頭を、よけいな苦

勞をしなればならぬことが、そういう一つの問題であらわれてくるのだから、やはり緻密なひとつ計画のもとに、そういうことをなくするように、また心配がないといふことをはつきり示す必要があるだろう、こういうことでは質問をしているわけなんです。趣旨としては、私としてもぜひそういう心配がないようにやってもらいたい

と思ふのですが、そういう機関は、どこで研究をするのですか。いま言つたような、そういうまくら木が燃えた、あるいはそういうふうなものをどうしたらなくすることができるといふようなことは、どこで研究されるのですか。技術研究所ですか、どこですか。

〔委員長退席、理事谷口慶吉着席〕

○説明員(石原米彦君) これは二つの問題がございまして、結局、火がどうして出たかという問題と、その火がどうして移つていったかという、二つの問題になります。それで、火が出たからといふことは、これは現地で警察と協力いたしまして調べることにありますが、むしろ単純な問題になると思

す。

それからこの油の問題につきまして、技術研究所内に化学の研究室がございまして、そこに専門家がおります。それでさらに分析を重ねまして、

はたして普通のクレオソートと異質のものであつたのか、あるいは普通の従来の規格に合格するものでもそういう現象が起こり得るのかどうかという点

につきまして、専門の化学研究室が研究いたすということになります。

なお、普通のところはコンクリートのまくら木を使っておりますが、橋梁の上は鉄のけたの上にじかにまくら木をつけますので、コンクリートですと、レールからの力がつまらなかつた

わり過ぎましてかえつてまくら木がつかまへんで、弾力性のある木のまくら木を使わざるを得ないということになります。その上に、従来のように

ので、この間新幹線でごらんいただきましたように、大きな鉄の座を入れました。その間にさらにベットを入れたとして、十分面積を広くしてバネでかたくとめております。そういうふうなとめ方をしておりますので、表面がちょっと焦げたくらいでは全然軌道の狂いというものには及んでまいりました。万々一の問題があつてはなりませんので、十分に専門家に研究させまして、今後そういうことが二度と起こらないようにしたいと思つております。

○相澤重明君 これは結果論で、調べてみなければわからぬのだけれども、その生産の過程によつても若干違ふのじゃないかという私氣もするわけですが、私、昔——昔と言つて語弊があるかも知れないけれども、昭和の初めに、品川の構内に、いまのまくら木に注入する油——それでまくら木の注入作業をやつたわけですが、この際にも、やはり研究した上で、いかにしてまくら木の腐蝕をとめるかということが目的であつたわけですが、これを長く使えるかという目的でそういうことをやつたわけですが、これはまくら木を生産する場所によつて木の硬質というものもあるわけですね。木によつてまくら木の材料はだいぶ違つてくるわけですが、あるいはその生産地帯によつても違つてくる。それから今度はそれをまくら木に、同じ長さに切つて使用するにしても、いま言った油の問題についてもやっぱこれは違つてくると思つて、ですから、あまりいままで聞いたことがない事故が新幹線の中で起きたという事について、私はこれは奇異

に感じておるのです。ですから、単に愛知のいまの笠寺ですか、その付近のものだけがそういう事態なのか、あるいは他の新幹線の中で橋梁関係に使うまくら木がそういうように対象的に考えられるものとするれば、私はこれはやっぱ研究しなければいけないと思つて、ですから、その時点における燃えたというだけのこととらえて、それで火がどういう形で出たかということ、そのまくら木がそこだけの問題というものでしるのではなくて、やはり全般的にこのまくら木の問題として私は研究する必要があるだろう、こういう点について、どこからそのまくら木は出されたのか、どここの出産地のものなのか、そういう点もひとつ研究してもらいたいし、それもひとつ資料として出してもらいたい。そういうことによつて、鉄道技術研究所で研究した結果、これはもう異質のものが油の中に注入されておつた関係でそうなつたのか、それともそういういままでになつたような例が起きる可能性があつたという要因がわかれば、たいへん将来のために私にいいと思う。そういうこともひとつお調べになつた上、資料を御提出をお願いしたい、こう思うのですがね。委員長から資料要求してください。

○理事(谷口慶吉君) 委員長から石原常務理事に申し上げますが、資料の提出できますか。

○説明員(石原彦彦君) よろしうございます。研究が済みましたら、御提出申し上げます。

○相澤重明君 新幹線のまくら木の燃えたことはそれで終わります。それから、きょうは、これは委員長

に聞くのですが、あと、さつき委員長から、内房線のお話をこれからやるのだという話なんです。事故対策なんかについては、まあここに小委員長おのだけども、そういう日程なんかも委員長理事打合せにおいては考えたのですか。これは委員長のほうに質問なんです。がね、今度は、もしきょうそういうことがきめておられなかつたら、私は緊急にひとつお願いをしておきたいのです。

それは小委員長に、あとで委員長、理事打合せの結果、本委員会として一応きめておいてもらいたいのですが、できれば、これは運輸大臣がおりますから、運輸大臣にぜひ行つてもらいたいと思つたのですが、東海道本線の、吉田さんが総理大臣のときに、大磯から自動車で国会へ来るのに、いつも汽車の通過が長くて通行を遮断される、こういうことでワンマン道路というものができた、あの戸塚の駅ですが、戸塚の駅の混雑というものは非常にたいへんなものです。そこで、単に駅の乗降客の混雑ばかりでなくて、自動車関係等交通問題を含んで非常にたいへんなものから、できれば朝七時から八時のラッシュ時をひとつ大臣に恐縮ですが一緒に委員会として見てもらいたい。事故をどうしたらなくすることができぬのか。これは実は戸塚の駅は戦前におきまして非常に大きな事故を起こしたところですが、カーブのところでもって死傷事故を起こしたわけの土地ですが、幸いに最近事故がないですが、非常に乗降客が多いわけですから、交通も非常にひんぱんなわけですから、そういうことで、私も神奈川県の中で幾つかの最も交通ひんぱんな個

所の中の重要な一つとして関心を持つてゐるわけですが。幸い本委員会でも非常に熱心な各委員の御討議をいただいておりますので、この際本委員会としてひとつ現地調査をできればやつてもらいたい。もし委員会として全部の人がなかなか行けないというならば、せめて事故対策でもいから各委員の御協力をお願いして、事故の起きない前にそういう点を直していく、こういうことにひとつおきめをいただきたいことがあるので、大臣に御都合がつかうたら、もしどうしても行かれなければ鉄監局長に代理をしてもらい、国鉄は正副総裁のうち、もし総裁が土曜日で自宅へお帰りのなつたら、月曜日の朝でけつこうですから、朝七時から八時までの間、東京へおいでになるとき、私どもも供いたしますから、ひとつ現地を見てもらいたい。総裁はちょうど通勤途上でありまうからいいと思う。そういうことで、運輸省、国鉄御当局のひとつ特段の御配慮によつて、できれば二十二日の月曜日の午前七時から八時まで、ワンマン道路ができたわ

れの国鉄東海道線戸塚駅の朝のラッシュ・アワーをひとつ現地調査をしていただきたい、こういうことをお願いをしたのですが、委員長、理事のほうで事故小委員会等の持ち方についてもしお打ち合わせがあつたならばお聞かせいただきたしいし、もしなければ、ひとつ私の提案をぜひ御了承いただきたいと思つて、いかがでしょうか。

○理事(谷口慶吉君) 私からお答え申し上げます。ただいま相澤委員の御要望の件につきましては、委員長、理事並びに岡事故対策小委員長と打ち合わせた結果、御期待に沿うようにひとつ

したいと思つて、御了承いただけたすか、よろしうございますか。

○相澤重明君 ぜひそれじゃそういうふうにお願ひをいたします。

それから、きょう私は実は期待をしておつたのですが、何か資料が手元に配付されるかと思つたのですが、運輸大臣、きのう国鉄の基本問題か何かのことで新聞発表がされておりますね。だいぶたさんの鉄道新線建設とか、あるいは増強対策が発表されておつて、二兆九千億ですか、二兆幾らか知りませんが、だいぶ新聞に大々的に出されておつて、当運輸委員会でも私ども常にお互いに、こうしたらいいだろう、あしたらいいだろうという通勤通学輸送、事故対策、こういうことを叫んでおつたのですが、私どもはまだ内容はよくわからなかつたけれども、新聞発表されておるわけですが、そこで、そういう新聞発表されておるなら、私ども内容を知らたいわけですが、あるいは新聞のほうのことなのか、よくわかりませんからね。ですから、ここでそういう資料を御提出いただけたら、これは新聞に出ただけで、大抵、これは新聞に出ただけで、私どもやはり運輸委員会としては困るわけですが、そういう点について資料を次の委員会に御提出いただけたらいいのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(廣瀬直一君) きょう新聞にごく概要が出ておりましたのは、昨日の国鉄基本問題懇談会において、国鉄側が現在の時点において作成いたしましたごく素案でございまして、これをものといたしまして懇談会で逐次検討してまいる見込みでございます。し

たがいまして、今後どういうふうに変
わるかわかりませんが、御参考に供す
るという意味で、この次の委員会に提
出したします。

○相澤重明君 それから、岡小委員長
がそばにいますので、小委員長
の話を、先ほど申し上げましたよう
に、いつになるかわかりませんが、
国鉄当局に聞いておきたいのですが、
先日小委員会でも私からいろいろ資料要
求したのについて、いつごろ出して
いただけますか。いくら国会といつて
も、資料がそろわないのでは困るか
ら、いつごろ出せるのか、それもあわ
せて、事故対策の問題を含んでおり
ますから、いろいろ。

○理事(谷口慶吉君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(谷口慶吉君) 速記をつけて。

○政府委員(廣瀬眞一君) 小委員会
の資料はすでに整っておりまして、
すぐ間に合うようになっておりますの
で、至急提出いたします。

○吉田忠三郎君 この場合、運輸大臣
にお尋ねしておきたいと思ひます。緊
急のことですから、的確にこの間の事
情を把握しておるかどうか存じ上げま
せんけれども、きょうの午後一時に新
潟、北陸、山陰一帯にかなりの地震が
発生いたしました。この国会もかなり
ゆれておりましたが、その関係の地震
がそこに非常に大きく影響したのでは
ないかというように思ひますが、私ど
もたまたま受けた情報では、新潟、酒
田が震度五でありまして、すでに電話
は一切不通になっておる。市内ではも
う二十六カ所ぐらい火災が発生をして
いたり、あるいは駅前関係の大きな
ビルディングは倒れておる。加えまし

て、市内のガソリン・スタンドが六カ
所ぐらい爆発した。すでに死者が十六
名、二名は救出された等々のいまお話
を承りましたが、こういう関係につい
て運輸大臣どう把握しておるか。と
りわけきょうは運輸委員会ですから、
電話が完全に不通だということになり
ますと、その連絡はなかなか得られな
いかもしませんが、おそらくや、こ
ういふ事情の中では、私は鉄道もかな
り被害をこうむったのではないと思
いますので、もし把握をしておられ
たら、その概略をこの委員会でも明ら
かにしていただきたい、こう思うので
す。

○国務大臣(綾部健太郎君) 御趣旨の
ような事故があったことは聞いており
ますが、ただいま吉田委員の指摘され
たように、通信機関が途絶いたしました
ので、詳細は私といたしましては
把握いたしておりません。わかり次
第、当委員会その他を通じて被害状況
その他について申し上げたいと考えて
おります。

○吉田忠三郎君 国鉄の関係につ
いて、監督局長どう把握しております
か。

○政府委員(廣瀬眞一君) 鉄道の被害
につきましても、私もまだ把握して
おりませんので、至急情報を集めてお
る最中でございます。

○吉田忠三郎君 鉄道監督局長は国会
におりましたからそうだったと思ひま
すけれども、国鉄の常務理事がおりま
すから、国鉄側としてはどう把握して
おりますか。これは重大な問題です
から。社会的な問題だし。

○説明員(石原米彦君) たったいま国
会係が電話で聞いたところをちょっと

申しておりますが、新潟地方とは電
話通信が途絶しております。それ
から新潟の駅前とか、水上、それ
から信越線の駅において陥没が起こっ
ていて、列車運行が支障をしておるよ
うなところがあるようであります。た
だし、それらの詳細は、その程度の第
一報をいま受けましたので、まだつか
めておりません。

○吉田忠三郎君 ただいままでの大臣
並びに関係者のお答えを承りますと、
私が知った範囲よりまだ詳細に知って
いないという事情ですから、これ以上
求めようとしても困難だと思ひます
が、ぜひ鉄道の輸送関係については、
法案もさることながら、この地方にお
ける私はやはり大きな民生上の問題に
もなろうと思ひますので、的確にそう
いふ問題をすみやかに把握をして万全
を期していただきたい、こう思ひま
す。

以上を申し上げて私は終わります。

○理事(谷口慶吉君) 次に、小型船舶
運送法及び小型船舶運送組合法の一部を
改正する法律案を議題といたします。

本案は、衆議院において修正されて
おりますので、この修正点について
便宜政府側から説明を聴取いたしま
す。若狭海運局長。

○政府委員(若狭治君) 衆議院にお
きます修正点について御説明を申し上
げます。

衆議院におきます修正点は、自家用
の船舶に関するものでございまして、
本法が内航海運法という事業法の形
態をとっておりますために、同じく内
航運送に従事いたしておりましたも、
内航海運業者の船舶あるいはその業務

でなければこの本法の対象にならない
わけでございしますが、内航の需給関係
の規制というものを中心の目標といた
しております本法の運用にあたりまし
ては、自家用の船舶につきましても必
要な規制を行なうということが必要に
なっておりますので、衆議院として
はその点を修正されたわけでございま
す。

具体的には、第二十五条の二といた
しまして、総トン数二十トン以上の船
舶であつて、内航海運業の用に供する
船舶以外のものを内航運送の用に供し
ようとする者は、あらかじめ運輸省令
で定める事項を運輸大臣に届け出る
という規定を規定いたしてあるわけで
ございます。また、届け出の内容を変更
した場合にも、その変更した日から三
十日以内にその旨を運輸大臣に届け出
るということが一つでございます。

それから第二十五条の三といたしま
して、運輸大臣は、改正法案の第二条
の第三項の規定によりまして船腹量
の最高限度が設定されている場合に
おきまして、自家用の船舶の届け出が
あつた場合におきましては、それが内
航運送の用に供されることによりまし
て、内航海運業の健全な発達に阻害さ
れ、内航運送の円滑な運営に著しい支
障が生ずるといふような場合には、そ
の届け出をした者に対しては、最高
限度を設定した期間中の一定期間を限
りまして、当該届け出にかかる船舶を
内航運送の用に供しないように求める
ことができるという改正でございます。

なお、この修正に関連いたします附
則におきまして、経過措置を定めてい
るわけでございます。

以上が衆議院における修正点の内容
でございます。

○理事(谷口慶吉君) 本案の質疑は次
回に譲り、次回は十八日午前十時から
開会の予定とし、本日はこれにて散会
いたします。

午後二時二十五分散会

六月十二日本委員会に左の案件を付託
された。

一、小型船舶運送法及び小型船舶運
送組合法の一部を改正する法律案
修正に関する請願(第二七九七号)
(第二八四八号)

一、国鉄左沢線(山形県)の輸送緩和
に関する請願(第二八四四号)

第二七九七号 昭和三十九年五
月二十九日受理
小型船舶運送法及び小型船舶運送組
合法の一部を改正する法律案修正に
関する請願(三通)

請願者 兵庫縣三原郡西淡町
阿那吹丸山 竹中信
雄外二名

紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第二七五九号と
同じである。

第二八四八号 昭和三十九年六
月四日受理
小型船舶運送法及び小型船舶運送組
合法の一部を改正する法律案修正に
関する請願(七通)

請願者 兵庫縣三原郡西淡町
湊湊海運株式会社
長 田丸寅一外六名
紹介議員 谷口 慶吉君

この請願の趣旨は、第二七五九号と同じである。

第二八一四号 昭和三十九年五月三十日受理

国鉄左沢線(山形県)の輸送緩和に関する請願

請願者 山形県寒河江市長 渡辺彦吉

紹介議員 村山 道雄君

左沢線の通勤通学時の混雑を緩和するため、羽前高松駅発朝六時五十一分と七時五十分発列車の間に、羽前高松駅始発(別紙ダイヤ表添付)の1列車を増発する等、運送力増強の具体的措置を早急に講ぜられたいとの請願。

理由

左沢駅発六時四十分山形駅着七時三十八分の二六一六列車の混雑緩和については、ここ数年来善処方を強く要望してきたが、まだ実現されずはなはだ遺憾である。近時、山形、山辺周辺は、商工業が著しく進展しているため、雇用人員が急増し、列車通勤者が極度に集中する上に、沿線農村地帯からの高校進学者激増等の事情によって、列車の混雑は言語に絶するものがあり、運行遅延、乗降の危険はもちろん、勤務上や健康上にも影響するばかりでなく、風紀上についてもまことに憂慮すべき状態である。

昭和三十九年六月二十日印刷

昭和三十九年六月二十二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局